

寝屋川市社会福祉法事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）に定めるもののほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に基づく事務の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(社会福祉施設の設置等の届出)

第2条 法第62条第1項の規定による届出は、社会福祉施設設置届を市長に提出することにより行わなければならない。

(社会福祉施設の設置等の申請書)

第3条 法第62条第3項の申請書は、社会福祉施設設置許可申請書とする。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始の届出)

第4条 法第67条第1項の規定による届出は、第一種社会福祉事業開始届を市長に提出することにより行わなければならない。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業の申請書)

第5条 法第67条第3項の申請書は、第一種社会福祉事業許可申請書とする。

(第二種社会福祉事業の開始の届出)

第6条 法第69条第1項の規定による届出は、第二種社会福祉事業経営開始届を市長に提出することにより行わなければならない。

(届出事項等の変更等の届出)

第7条 法第63条第1項、第64条、第68条及び第69条第2項の規定による届出は、社会福祉事業変更・廃止届を市長に提出することにより行わなければならない。

(申請書の記載事項の変更許可申請)

第8条 法第63条第2項の規定による許可を受けようとする者は、第一種社会福祉事業経営変更許可申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、

福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。